
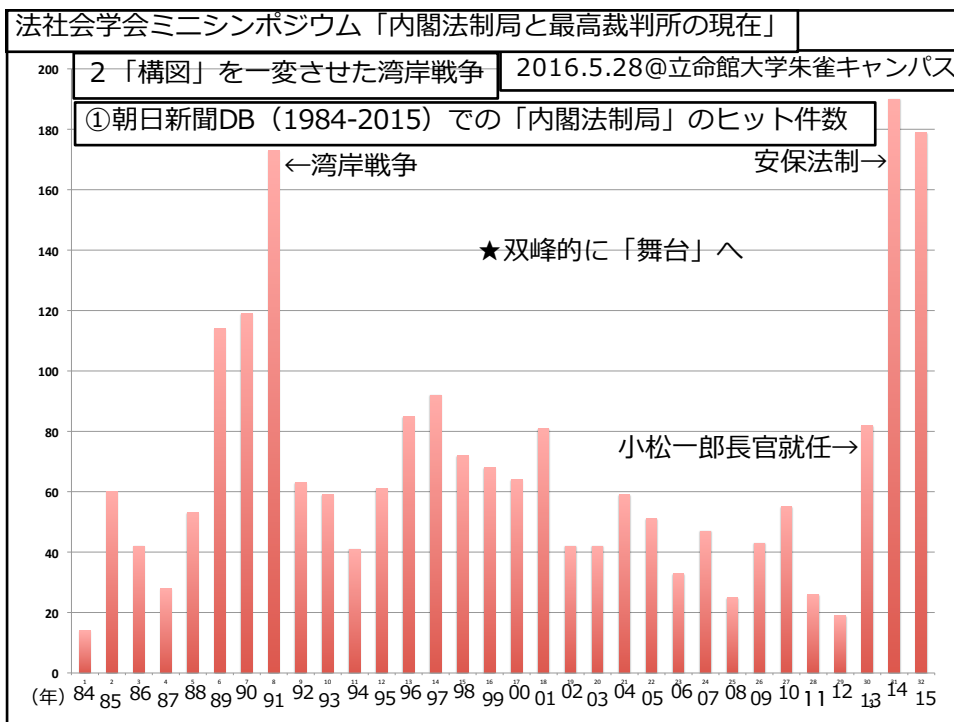


法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
<p>内閣法制局の現在 ～舞台に出た「黒子」の逡巡～</p>	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス 明治大学政治経済学部・西川伸一 nisikawa1116@gmail.com (●→@) http://www.nishikawashin-ichi.net/
1 「黒子」の流儀	
①工藤敦夫 (1931-) 「前に出るな」 内閣法制局長官在任：1989.8-1992.12 「法制局というのは黒子なんです。黒子が舞台の前に出て踊るなんて、異常なんです。それは、私が徹底して思っていましたね。黒子が前に出ては、いかん。前に出たように見えても、いかん、と」工藤 (2005：415)。	
②阪田雅裕 (1943-) 「若干寂しい」 内閣法制局長官在任：2004.8-2006.9 「内閣法制局は、このように行政機関ではあるのですが、国民の方々と直接接するということが大変少のうございますので、知名度が低いというのが私ども組織の中にいる者にとって若干寂しい部分であります。	
(くどう・あつお)	

法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」													
よく法制局に封書なども来るわけですが、封筒のあて名も三分の一ぐらいは法政大学の「法政」というふうになっております」参院憲法調査会 (2001.6.6) における阪田雅裕・内閣法制局第一部長の答弁。	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス												
<table border="1"> <tr> <td>内閣法制局第一部長</td> <td>内閣法制局長官</td> <td>内閣法制局副局長官</td> <td>内閣法制局副局長官</td> <td>内閣法制局副局長官</td> <td>出席政府委員</td> </tr> <tr> <td>大森政輔君</td> <td>工藤敦夫君</td> <td>米山市郎君</td> <td>大島理森君</td> <td></td> </tr> </table>	内閣法制局第一部長	内閣法制局長官	内閣法制局副局長官	内閣法制局副局長官	内閣法制局副局長官	出席政府委員	大森政輔君	工藤敦夫君	米山市郎君	大島理森君		 <p>(2015.12.10阪田雅裕元長官を囲んで)</p>	③『内閣法制局百年史』(1985)「内閣法制局に関連を有する参考書誌名一覧」448-454頁。 内閣法制局についての言及箇所が1頁しかない文献も載せている。→田中二郎 (1947)「内閣法について」『法律時報』1947年3月号、17頁。 ★「B to B」の役所。「知られざる官庁」であることへの矜持と若干の不満。 衆院予算委員会議録 (1991.2.14)
	内閣法制局第一部長	内閣法制局長官	内閣法制局副局長官	内閣法制局副局長官	内閣法制局副局長官	出席政府委員							
	大森政輔君	工藤敦夫君	米山市郎君	大島理森君									



法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」

②「湾岸」支援と内閣法制局叩き 2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス

1990.10.16 国連平和協力法案提出。

工藤「武力行使を伴う自衛隊の国連軍参加は不可能」

加藤六月・自民党政調会長「内閣法制局長官を辞めさせてしまえ」

石原信雄・内閣官房副長官「与党はあなたの更迭を言っているよ」

工藤「私はクビになるならなってもいい。（見解を）変えるわけにはいかない」「憲法解釈をし残している部分はない」

自民党古参議員が内閣法制局幹部を激励：
「法制局の大津事件だぞ。圧力に屈せず頑張っ欲しい」

外務省幹部の与党への憤り：
「これではファッショだ。こんなのにはつき合っていない」


★「法の番人」内閣法制局に対する与党・官僚機構における「敬意」

（出典）1990.11.5付『朝日新聞』

法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
1991.1.17 湾岸戦争勃発。	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス
西岡武夫・自民党総務会長「新聞によると内閣法制局幹部が自衛隊機派遣に首を傾げているようだが、首を傾げるぐらいならば首を切ってしまう方がいいんだ。そもそも法制局というものは、内閣が決めたことに理屈をつけなければならない。内閣の足を引っ張るようなことをすべきじゃない(略)内閣が決めた政策が法制局によって左右されることがあってはならない」	
増岡博之・自民党衆院議員「あなたも内閣の一員ですよ、法律の番人だといったって内閣の一員であることは間違いないのです。そのことをよく承知しておいていただきたい」	
★特例政令を閣議決定し、自衛隊機派遣を可能に(実際には派遣されず)	
1991.7.31 政府がPKO協力法の基本案を決定。	
三塚博・自民党衆院議員「内閣法制局がオールマイティーということでは、法制局があつて政治がないという批判が起きないとも限らない」	
工藤「目的任務が武力行使を伴うPKF参加でも、わが国として自ら武力を行使せず、かつPKFの武力行使と一体化しないしないのであれば、わが国の武力行使と評価を受けることはない」	
★「髪の毛一本のすき」をみつけて「依頼主」の意向を「理屈づけ」	



法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
③次の「峰」までの「環境整備」	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス
「内閣法制局を廃止せよ」 『This is 読売』1997.3「寸言」欄「原理主義的法令固守派」 『産経新聞』「内閣法制局って何？」 1997.7.15から 5回連載。 →	
『読売新聞』「内閣法制局 実像と虚像」1997.7.26から19回連載 +番外編4回。	
2003.5.30 自由党(党首:小沢一郎)が衆院に「内閣法制局設置法を廃止する法律案」を提出。	
2009.11.4 平野博文官房長官 「憲法解釈について、内閣法制局長官の過去の答弁にしばられず、『政治主導』で決めていく」	
2010.5.14 民主・社民・国民新の与党3党が衆院に、長官らの答弁を禁止する国会法改正案を提出。	

法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
<p style="text-align: center;">3 「舞台」に押し出された「黒子」</p> <p style="text-align: center;">①異例の「首相主導」の長官人事</p> <p>内閣法制局設置法2条： 内閣法制局長は、内閣法制局長官とし、内閣が任命する。</p> <p>従来的人事慣行： 総務主幹→第二～四部（審査部）のいずれかの部長→第一部（意見部）の部長→内閣法制次長→長官</p> <p>第一部長： 国会では長官とともに行動=長官見習い。役所では過去の資料を徹底的に読み込む。</p> <p>内閣法制次長： 審査部が審査した法案などに「全部目を通す」工藤（2005：335）</p> <p style="text-align: right;">2013.8.2付『読売新聞』1面トップ</p>	<p style="text-align: center;">2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">集団的自衛権</p> <p style="text-align: center;">8日にも決定</p> <p style="font-size: small;">小松駐仏大使、外務省で衆一俊二・元駐米大使に、裏</p> <p style="font-size: x-small;">小松二龍（まつ・いさお） 1972年・横大 法中退、フラン ス大使、神奈川 県出身、62歳。</p> <p style="font-size: x-small;">安部首相は、日、内閣法制局長官に小松一郎・駐仏大使を起用する方針を固めた。8日にも決定する見通しだ。山本康幸・内閣法制局長官は退任し、最高裁判事に就く。集団的自衛権を巡る憲法解釈見直しを進めるため、従来の政府解釈を支持する立場だった山本氏を退任させ、解釈見直しに前向きな小松氏を起用すること。で、憲勢一新を図る。小松氏は外務省出身で、内閣法制局の勤務経験がなく、いずれも内閣法制局長官として前例がない。首相主導が色濃く感じられた人事となる。八聞連記事より。</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">法制局長官解釈見直し派</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">小松駐仏大使 首相主導、抜てき</p> <p style="font-size: x-small;">「権の行使は憲法9条の下で許される。自衛のための必要最小限度の実力行使」の範囲を超え、その解釈を示しているのが政府は、国際法上は日本も集団的自衛権を持つているものの憲法の制約でできないという立場をとっている。</p> <p style="font-size: x-small;">安部首相がかねて、「国民の生命財産を守るため、日米同盟がより効果的に機能する」という考えを明らかにしている。</p> </div> </div>



法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
<p style="text-align: center;">★人事の「中立的な制度慣行」</p> <p style="text-align: center;">（中野 2015：160）に基づいて「修行」を重ねることで、政府の憲法解釈を熟知したプロが長官に就いてきた。</p> <p>→「法の番人」に恥じない安定的な国会答弁を担保。 「黒子の自覚」を会得。</p> <p style="text-align: center;">②小松長官の「黒子」からの逸脱</p> <p>2014.3.7 参院予算委終了後、国会内の廊下で共産議員と激しく口論。</p> <p>2014.3.25 参院外交防衛委で、横畠裕介次長から受け取ったメールを携帯電話の画面を見ながら答弁。</p> <p>→委員会室への携帯電話の持ち込みは1996年の与野党申し合わせで禁止されていた。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>与党理事の指摘を受けて「国会のルールに反する大変重大な誤りだった」と陳謝し、答弁を撤回。末松信介・参院外交防衛委員長が注意。</p>	<p style="text-align: center;">2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス</p> 

法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
③病軀を押しての職務遂行	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス
<p>2014.1.24から「検査」入院＝閣議、国会を欠席。 →横畠次長が事務代理に。</p> <p>2014.2.21 退院；週に一度は抗がん剤の通院治療を受ける。</p> <p>2014.3.31午前の参院決算委を通院治療のため欠席。 →質問通告していた民主議員反発。 「安倍晋三首相は、尾立〔源幸〕氏から小松氏の適格性を問われると「決算審査に関係ない質問だ」と反論した。金子原二郎委員長（自民党）は首相に「従来、いろいろ質問に答えてもらっている。ご理解を」と指摘した」2014.3.31付共同通信配信記事。</p>	
4 小松長官下での「頭の体操」	
①「できない」を「できる」にする。	
<p>「内閣法制局は集团的自衛権の行使容認に前向きな小松長官が就任した昨年〔2013年〕8月以降、憲法解釈を担当する第一部の参事官ら6人を中心とした対策チームを立ちあげた。現在は過去の国会答弁を精査し集团的自衛権の行使を認めたとときの整合性を議論するなど「頭の体操」（小松氏）を進めている。</p>	
9	

法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
幹部の一人は「今まで『できない』	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス
<p>と言っていたことを『できる』と180度方向転換するのは容易でない」と漏らす」2014.4.6付『日本経済新聞』。</p> <p>2014.3.13 小松長官が参院外交防衛委員会で「頭の体操をしている」と発言。</p>	
★「私の一存で何か勝手にやっている」	<p>内閣法制局設置法第三条に基づきまして、内閣法制局の重要な仕事のひとつとして、法律問題について意見を申し上げるといふ立場にあるわけでございますので、そのときに、もちろん過去の答弁等、見解等との整合性、そういったことも十分に勘案をいたしまして適切な意見を申し上げますのが私の使命であると心得ておりますので、どういった意見を申し上げるべきかということについて局内で、私の一存で何か勝手にやっているような報道が行われておりますけれども、そうではなくて、局内の優秀な……</p> <p>○委員長（末松信介君） 長官、答弁簡潔に。</p> <p>○政府特別補佐人（小松一郎君） 優秀な法律のプロと議論を……</p> <p>○委員長（末松信介君） 長官、答弁は簡潔にしてください。</p> <p>○政府特別補佐人（小松一郎君） はい。</p> <p>頭の体操をしているということでございます。</p>
↓	
②小松長官は孤立していたのか？	
<p>「従来解釈の大幅な変更を目指した小松氏は、内閣法制局内で当初から孤立していた」2014.5.17付『毎日新聞』。</p>	

法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
③朝日新聞の調査報道	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス
	<p>「検証 集団的自衛権 内閣法制局編」 2014.10.28から9回連載＋番外編2回。</p> <p>「「ここは『理屈』の役所だから心配する必要はない。新しい長官をしっかりとサポートして、恥をかかせないようにしよう」 外務省出身の小松一郎が新しい内閣法制局長官に決まった昨年8月、浮足立つ職員を集めて冷静に呼びかける男がいた。</p> <p>横畠裕介。法制局ナンバー2の法制次長。「エース」と呼ばれ、次の長官になることが確実視されていた」2014.10.31付『朝日新聞』</p> <p>「〔小松は〕部下を居酒屋にも誘い、「来年夏までには歴史的な解釈変更をするからよろしく頼む」と低姿勢で接した」朝日新聞政治部取材班（2015：51-52）。</p>
	11


法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
④横畠裕介次長の「予期反応」	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス
<p>「集団的自衛権の行使容認という悲願を実現させるため、首相の安倍晋三は長年の慣例を破り、法制局長官に行使容認派の小松を送り込んできた。たとえ、法制局が積み上げてきた「憲法上、許されない」という見解を守ろうと抵抗したとしても、結果は目に見えている。</p> <p>ならば、小松とともに法制局として積極的に関与し、過去の政府見解を厳密に反映させた憲法解釈をつくり、先達たちが築き上げた憲法の規範を守るべきではないか——」2014.10.31付『朝日新聞』。</p> <p>「内閣法制局長官に就任した小松一郎は、就任後すぐに法制次長・横畠裕介を長官室に呼んだ。</p> <p>「9条をないがしろにするような憲法解釈の変更はもちません」「集団的自衛権を認めるにしても、今の憲法では、ほんのちょっとしかできません」</p> <p>横畠は繰り返しこう強調した」2014.11.1付『朝日新聞』。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>横畠代理答弁「従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではない」2014.2.12衆院予算委員会。 ★解釈変更に含み</p>	
	12

法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
<p>★「ほんのちょっと」は論理的にありえない。</p> <p>↓</p> <p>「根本的に変容〔した〕安全保障環境」=「A図」的環境の出現。</p> <p>↓</p> <p>「従来の政府解釈の「基本的論理」を維持したうえで、「当てはめ」を変えただけ」浦田（2015：30）</p> <p>「新解釈においては、「憲法の内容」についての新解釈が行われたのではなく、「憲法の内容の解釈」についての新解釈が行われた」藤田（2015：17）</p>	<p>資料 1-14</p> <p>2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス</p> <p>内閣法制局の権限と自衛権についての解釈に関する質問主意書</p> <p>二 自衛権の解釈について</p> <p>1 自衛権についての政府の考え方について</p> <p>ア 「自衛権」、「個別的自衛権」及び「集団的自衛権」のそれぞれの定義を示していただきたい。</p> <p>イ 個別的自衛権と集団的自衛権との関係は、次のA図のように重複する部分もあるものなのか、あるいはB図のように、全く重複する部分はなく、明確に区別しうるものなのか、説明いただきたい。</p> <p>A図  B図 </p> <p>ウ 個別的自衛権と集団的自衛権が重複する部分がある概念であるとするれば、集団的自衛権は憲法上禁止されているとしている政府は、重複する部分に入り得る事態について、個別的自衛権で対処するのか、あるいは、集団的自衛権にも当たるものとして、個別的自衛権でさえも、制限し、対処を控えるのか、説明いただきたい。……</p> <p>答弁書</p> <p>二の1及び4のアについて</p> <p>国際法上、一般に、「個別的自衛権」とは、自国に対する武力攻撃を実力をもって阻止する権利をいい、他方、「集団的自衛権」とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利をいうと解されている。</p> <p>このように、両者は、自国に対し発生した武力攻撃に対処するものであるかどうかという点において、明確に区別されるものと考えている。……</p> <p>阪田（2013：63）（156回 平15・7・15 答弁119号、対伊藤英成議員（衆））</p>

法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
5 横畠長官下での容認閣議決定	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス
①「陥落」と報じられた解釈変更	
<p>2014.5.15 安保法制懇が「答申」を提出。</p> <p>2014.5.16 小松長官退任、横畠裕介次長が長官に昇格。 →通例の人事に戻る。</p> <p>「横畠裕介・内閣法制局長官は16日、憲法解釈の変更について「およそ不可能という前提には立っていない」と述べ、集団的自衛権の行使容認に含みを持たせた」2014.5.16付『毎日新聞』夕刊。</p> <p>「内閣法制局で約20年、厳格な法令審査に徹してきた横畠氏の“陥落”に、政府筋は「もはや法制局に歯向かう力はない」と強調する。</p> <p>堅調な内閣支持率を背景とした官邸主導の人事権駆使が、異論にらみを利かせつつあるのは間違いない」2014.5.17付『京都新聞』。</p> <p>2015.6.9内閣法制局見解： 「これまでの政府の憲法解釈との論理的整合性および法的安定性は保たれている」</p> <p>2014.6.24 小松前長官死去</p> <p>2014.7.1 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定</p>	

法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス
②「組織プレー」ではなく、 長官の「個人技」だったのか。	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス
<p>「昨年〔2014年〕10月、ある法制局幹部は周辺に「横畠さんがこの会合に出ていたなら、教えて欲しかった。知らなかった」と語った。集団的自衛権の行使を認める閣議決定案を、自民党の高村正彦副総裁や公明党の北側一雄副代表、横畠氏らによる秘密会合で練っていたと報じた朝日新聞の記事を読んだことだ。法制局長官経験者も「内部で議論を積み上げた形跡はない。横畠長官1人で判断したようだ」と話す。</p> <p>横畠長官は国会答弁で、憲法解釈の変更について法制局内に「反対する意見はありません」と述べている。だが、法制局内部で徹底した議論がなかったことは、閣議決定後、安全保障関連法案を作る過程からもうかがえる。昨年末、法案作成のため、外務省や防衛省の担当官僚が法制局を訪れたが、応対した法制局参事官は「この条文が合憲と言えるのか、横畠長官でないと分からない」と繰り返したという。防衛省官僚は「かつて参事官は『合憲だ』『違憲だ』と自信満々だったが、法制局の人たちから当事者性がなくなっていた」と話す」</p> <p>2015.11.24付『朝日新聞』。</p>	
15	

法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス						
③長官ポストの再「個性」化？	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス						
<p>吉国長官以降「予期可能なほどに安定的な人事慣行が制度化」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「内閣法制局の組織としてのつみ重ねと決定が相対的に重要になり、長官個人のリーダーシップに依る割合が下がっていることを示唆している可能性はあるだろう」中野（2013：24）。</p> <p>★組織資源の蓄積→長官の没「個性」化=「定期異動」の必然化 →小松抜擢以降、再び「個性」化=政治化か？</p>							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; padding: 2px;"> 内閣法制局長官[1946-2013] </td> <td style="width:50%; padding: 2px;"> 在任時の内閣(ローマ数字は内閣の次数) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 入江俊郎 [1946-1947] 佐藤達夫 [1947-1954] 林 修三 [1954-1964] 高辻正二 [1964-1972] 吉国 一郎 [1972-1976] 真田秀夫 [1976-1979] 角田礼次郎 [1979-1983] 茂 申 俊 [1983-1986] 味村 治 [1986-1989] 工藤敦夫 [1989-1992] 大出峻郎 [1992-1996] 大森政輔 [1996-1999] 津野 修 [1999-2002] 秋山 収 [2002-2004] 阪田雅裕 [2004-2006] 宮崎礼堂 [2006-2010] 梶田信一郎 [2010-2011] 山本庸幸 [2011-] No.3 </td> <td style="padding: 2px;"> (幣原)・吉田 I 片山・芦田・吉田 II・V 鳩山 I・III・石橋・岸 I・II・池田 I・III 佐藤 I・III 田中 I・II・三木 三木・福田・大平 I 大平 II・鈴木・中曾根 I 中曾根 I・II 中曽根 III・竹下・宇野 海部 I・II・宮澤 宮澤・細川・羽田・村山 橋本 I・II・小淵 小淵・森 I・II・小泉 I 小泉 I・II 小泉 III 安倍 I・福田・麻生・鳩山 鳩山・菅・野田 野田・安倍 II </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 小松 一郎 [2013-2014] 安倍 II 横畠 裕介 [2014-] 安倍 II・安倍 III </td> <td style="padding: 2px;"> 出身省庁など 内務省 内務省 大蔵省 内務省 内務省 商工省 裁判官(司法省) 内務省 大蔵省 検事(法務省) 通商産業省 自治庁 裁判官(法務省) 通商産業省 大蔵省 検事(法務省) 通商産業省 自治省 通商産業省 </td> </tr> </table>	内閣法制局長官[1946-2013]	在任時の内閣(ローマ数字は内閣の次数)	入江俊郎 [1946-1947] 佐藤達夫 [1947-1954] 林 修三 [1954-1964] 高辻正二 [1964-1972] 吉国 一郎 [1972-1976] 真田秀夫 [1976-1979] 角田礼次郎 [1979-1983] 茂 申 俊 [1983-1986] 味村 治 [1986-1989] 工藤敦夫 [1989-1992] 大出峻郎 [1992-1996] 大森政輔 [1996-1999] 津野 修 [1999-2002] 秋山 収 [2002-2004] 阪田雅裕 [2004-2006] 宮崎礼堂 [2006-2010] 梶田信一郎 [2010-2011] 山本庸幸 [2011-] No.3	(幣原)・吉田 I 片山・芦田・吉田 II・V 鳩山 I・III・石橋・岸 I・II・池田 I・III 佐藤 I・III 田中 I・II・三木 三木・福田・大平 I 大平 II・鈴木・中曾根 I 中曾根 I・II 中曽根 III・竹下・宇野 海部 I・II・宮澤 宮澤・細川・羽田・村山 橋本 I・II・小淵 小淵・森 I・II・小泉 I 小泉 I・II 小泉 III 安倍 I・福田・麻生・鳩山 鳩山・菅・野田 野田・安倍 II	小松 一郎 [2013-2014] 安倍 II 横畠 裕介 [2014-] 安倍 II・安倍 III	出身省庁など 内務省 内務省 大蔵省 内務省 内務省 商工省 裁判官(司法省) 内務省 大蔵省 検事(法務省) 通商産業省 自治庁 裁判官(法務省) 通商産業省 大蔵省 検事(法務省) 通商産業省 自治省 通商産業省	(出典) 中野 (2013：22) に報告者加筆。
内閣法制局長官[1946-2013]	在任時の内閣(ローマ数字は内閣の次数)						
入江俊郎 [1946-1947] 佐藤達夫 [1947-1954] 林 修三 [1954-1964] 高辻正二 [1964-1972] 吉国 一郎 [1972-1976] 真田秀夫 [1976-1979] 角田礼次郎 [1979-1983] 茂 申 俊 [1983-1986] 味村 治 [1986-1989] 工藤敦夫 [1989-1992] 大出峻郎 [1992-1996] 大森政輔 [1996-1999] 津野 修 [1999-2002] 秋山 収 [2002-2004] 阪田雅裕 [2004-2006] 宮崎礼堂 [2006-2010] 梶田信一郎 [2010-2011] 山本庸幸 [2011-] No.3	(幣原)・吉田 I 片山・芦田・吉田 II・V 鳩山 I・III・石橋・岸 I・II・池田 I・III 佐藤 I・III 田中 I・II・三木 三木・福田・大平 I 大平 II・鈴木・中曾根 I 中曾根 I・II 中曽根 III・竹下・宇野 海部 I・II・宮澤 宮澤・細川・羽田・村山 橋本 I・II・小淵 小淵・森 I・II・小泉 I 小泉 I・II 小泉 III 安倍 I・福田・麻生・鳩山 鳩山・菅・野田 野田・安倍 II						
小松 一郎 [2013-2014] 安倍 II 横畠 裕介 [2014-] 安倍 II・安倍 III	出身省庁など 内務省 内務省 大蔵省 内務省 内務省 商工省 裁判官(司法省) 内務省 大蔵省 検事(法務省) 通商産業省 自治庁 裁判官(法務省) 通商産業省 大蔵省 検事(法務省) 通商産業省 自治省 通商産業省						
16							

法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
6 付論： 最高裁からみた内閣法制局	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス
<p>David S. Law(2011), “ Why Has Judicial Review Failed in Japan?,” <i>Washington University Law Review</i>, Vol.88, No.6, pp.1424-1425.</p> <p>「内閣法制局が成立法案のおよそ80%を事前審査していることを前提にすれば、内閣法制局の予防的な仕事は制定される「悪法」の数を減らす役割を果たしているはずである。しかしながら、内閣法制局が司法部から敬意をもたれているとは思えない。</p> <p>What the CLB does not appear to enjoy, however, is judicial deference.</p> <p>ある(元)最高裁裁判官は、最高裁が法律への違憲判決を躊躇するのは、単にそれが内閣法制局によって審査されたものだからだと指摘するのは「あまりに極端である」と述べた。</p>	 <p>David S. Law (右) (1972- ; ワシントン大学(セントルイス)教授) 2013.7.16撮影。</p>
17	

法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス
<p>もう1人の(元)最高裁裁判官は、内閣法制局の審査は最高裁に「何らの影響ももたらさない」とよりあげすけに語った。同様に、最高裁の判決に影響を与える調査官は、内閣法制局にほとんど注意を払っていないようだ。私がインタビューした調査官は例外なく次のような立場であった。すなわち、自分たちおよび自らの部下の調査官は、内閣法制局であれ他のいかなる行政官庁であれ、それらの主張をほとんどあるいは全く斟酌していないと」ロー(2013:117-118)。</p> <p>One Justice deemed it – “ too extreme” to suggest that the SCJ hesitates to strike down laws simply because they have been reviewed by the CLB; another Justice stated more bluntly that the CLB’s views carry – “no influence” with the Court. Likewise, the Court’s influential chōsakan, or law clerks, appear to pay the CLB little heed: those whom I interviewed consistently took the position that they and their fellow clerks place little or no weight upon what the CLB or, indeed, any other government agency has to say.</p> <p>参考) 内閣法制局長官出身の最高裁判事(在任期間): 高辻正己(1973-1980)、角田礼次郎(1983-1990)、味村治(1990-1994)、大出峻郎(1997-2001)、津野修(2004-2008)、山本庸幸(2013-)、</p>	

法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
まとめ	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス
①この4半世紀における「構図」の変化	
<p>野党からの批判： 憲法9条を拡大解釈し自衛隊を合憲化する「三百代言」的官僚組織。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>与党・保守政党・保守系ジャーナリズムからの批判： 従来の解釈を墨守する固陋な「護憲派の守り神」 「政治主導」を阻む元凶との批判：民主党政権による答弁はずし。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>★「集合的無意識」としての萎縮の進行。</p>	
②第2次安倍内閣の登場	
<p>改憲・解釈変更意欲が旺盛な首相と高い内閣支持率。 異例の長官人事による「正面突破」 →「黒子が舞台の前に出て踊る（略）異常な」の事態。 「安全保障環境」が変わったというよりも、内閣法制局を取り巻く環境 が変わった。 ★「もはや法制局に歯向かう力はない」</p>	
	19

法社会学会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」	
③内閣法制局の今後	2016.5.28@立命館大学朱雀キャンパス
<p>「法の番人」としての矜持と権威は？ →「際限のない政治的圧力に抗し切れなくなる」（仲野 2012：188） 懸念。</p> <p>「不可逆」な政治化；制度資源より長官の「個性」に依存。 →安保法を違憲とする政権ができたなら？ 長官人事の不安定化＝憲法解釈の流動化。</p>	
引用・参照文献	
<p>朝日新聞政治部取材班（2015）『安倍政権の裏の顔』講談社。 朝日新聞「湾岸危機」取材班（1991）『湾岸戦争と日本』朝日新聞社。 浦田一郎（2015）『集団的自衛権限定容認とは何か』日本評論社。 工藤敦夫（2005）『工藤敦夫オーラル・ヒストリー』政策研究大学院大学。 阪田雅裕編著（2013）『政府の憲法解釈』有斐閣。 ——（2014）『「法の番人」内閣法制局の矜持』大月書店。 中野晃一（2013）『戦後日本の国家保守主義』岩波書店。 ——（2015）『右傾化する日本政治』岩波新書。 仲野武志（2012）「内閣法制局の印象と公法学の課題」『北大法学論集』61巻6号。 藤田宙靖（2015）「覚え書き——集団的自衛権の行使容認を巡る意見論議について」『自治』92巻2号。 間柴泰治（2008）「内閣法制局による憲法解釈小論」『レファレンス』2008年2月号。 ロー、デイヴィッド S., 西川伸一訳（2013）『日本の最高裁を解剖する』現代人文社。 新聞各紙。</p>	
	20